



4月10日(日)は 山口県議会議員 一般選挙の投票日です

☎ 選挙管理委員会事務局 (☎ 82-1183)

- 投開票日 4月10日(日)
- 投票時間 7時～20時 27投票所
7時～18時 4投票所
(松ヶ瀬, 森広, 湯の峠, 福田)

● 期日前投票

投票日に用事などで投票所に行けない人は、次のどの場所でも期日前投票ができます。

ところ	期間
市役所 1 階ロビー	4月2日(土)～9日(土) 8:30～20:00
保健センター	
埴生支所	4月4日(月)～8日(金) 8:30～17:00

● 投票することができる人

次の①～③の要件をすべて満たす人は山陽小野田市で投票ができます。

- ①平成23年3月31日(登録基準日)に山陽小野田市に住所を有する人
- ②平成3年4月11日以前に生まれた日本国籍を有する人
- ③住民票が作成された日から平成23年3月31日(登録基準日)までに、引き続き3か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人(転入された人は、平成22年12月31日までに転入の届出を済ませていることが必要です。)

※山口県議会議員一般選挙における選挙公報の発行はありません。

〈投票所入場券〉

3月29日(火)ごろから封筒の形で郵送する予定です。投票所入場券が届いたら、事前に封筒を開封し、各自切り離して投票所に持参してください。なお、しばらくしても投票所入場券が届かないときは、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。また、届いた投票所入場券を紛失したときには、投票の際に投票所の係員に、お申し出ください。

〈不在者投票〉

指定された病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は、前もって施設の管理者に頼んでおくと、そこで投票することができます。早めに施設にお問い合わせください。

〈代理投票〉

けが等により字を書くことができない人は、投票所の係員が代筆する代理投票をすることができます。投票の秘密は厳守します。

〈点字投票〉

投票所に点字器を備え付けています。係員までお申し出ください。



ご注意ください！

山陽小野田市に転入して引き続き3か月以上お住まいでも、平成23年1月1日以降に転入の届出をした人は、届出後の住んでいる期間が法定より短いため、今回、山陽小野田市で投票することはできません。しかし、転入直前に県内の他の市町に引き続き3か月以上住んでいて、その市町を転出してから投票当日まで4か月を経過していなければ、選挙人名簿にまだ登録されていますので、その市町の投票所で投票することができます。事前に該当する市町の選挙管理委員会にお問い合わせください。